

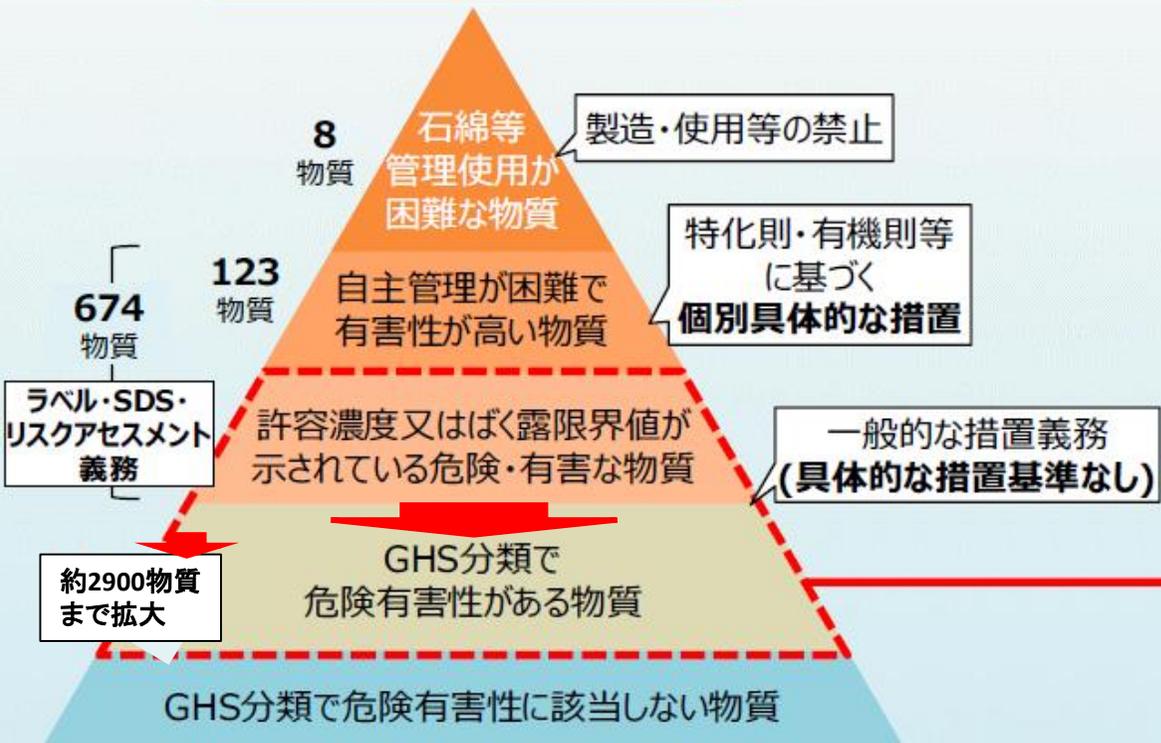


化学物質管理に関する留意点について

東京労働局 労働基準部
健康課

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外のカテゴリーで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

その後も新たにGHS分類がされた物質の中から追加

R5年 674 → R6年 + 234 → R7年 + 700 → R8年 + 850 以降毎年 + α

分野	化学物質政省令改正主要項目	関係条文
化学物質管理体制の見直し	①ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質拡大	安衛令別表第9
	②リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務（ばく露の程度の低減等）	安衛則577条の2
	③皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	安衛則594条の2・3
	④衛生委員会の付議事項（自律的管理の実施状況の調査審議）	安衛則22条
	⑤がん等の把握強化（1年以内に2人以上同種がん罹患時の措置）	安衛則97条の2
	⑥リスクアセスメント結果等の記録	安衛則34条の2の8
	⑦労働災害発生事業場等への指示	安衛則34条の2の10
	⑧リスクアセスメント対象物健康診断・濃度基準値超え時の健康診断	安衛則577条の2
確立実施体制の	⑨化学物質管理者の選任	安衛則12条の5
	⑩保護具着用管理責任者の選任	安衛則12条の6
	⑪雇い入れ時教育（取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育）	安衛則35条
情報伝達の強化	⑫SDS通知方法の柔軟化（HPや2次元コードの活用）	安衛則34条の2の5
	⑬「人体に及ぼす作用」の確認・更新（5年以内ごとに変更要否確認他）	安衛則34条の2の5
	⑭SDS通知事項の追加等（用途・使用上の注意・重量%表示ほか）	安衛則34条の2の4他
	⑮別容器等での保管時の措置（ラベル表示や文書交付により伝達）	安衛則33条の2
その他	⑯管理水準良好事業場の特別規則適用除外（局長の認定による）	特化則・有機則 鉛則・粉じん則
	⑰作業環境測定結果が第三管理区分事業場の措置強化	
	⑱特殊健康診断の実施頻度の緩和（作業環境測定等の結果による）	特化則・有機則・鉛則 四アルキル則

化学物質管理で押さえておきたいポイント

まず確認！

1 リスクアセスメント対象物を使用(製造・取り扱い)しているのか？

2 化学物質管理者を選任しているか？（則12条の5）

3 化学物質のリスクアセスメントを実施しているか？（法57条の3）

4 リスクアセスメント結果に基づき、ばく露低減措置を講じているか？
（則577条の2）1項

5 リスクアセスメントの結果、保護具によりリスク低減を図ることとしている場合
保護具着用管理責任者を選任しているか？（則12条の6）

6 濃度基準値が定められている物質を使用しているか？

濃度基準値以下とする
（則577条の2 2項）

7 がん原性物質を使用しているか？

健診個人票・ばく露状況記録 30年保存
（則577条の2 5項・11項）

8 皮膚等障害化学物質を使用しているか？

保護具を使用させる
（則594条の2）

リスクアセスメント対象物の検索サイトについて

リスクアセスメント対象物かどうか？
職場のあんぜんサイトで検索すると簡単です。
物質名またはCAS番号で検索可能

🔍 職場のあんぜんサイト

今回の労働安全衛生法令の改正で、リスクアセスメント対象物質が、**危険有害性が確認されている物質全て**※に拡大されるのに伴い、厚生労働省では、化学物質管理をサポートするポータルサイト「ケミガイド」を公開しております。

このサイトでは、化学物質の管理や災害事例を中心に紹介をしていますので、是非ご利用ください。

※ 令和6年度現在対象となっている約900物質から順次拡大し、令和8年4月に約2300物質となり、その後も危険有害性が確認された物質を追加していきます。

🔍 厚生労働省 ケミガイド

化学物質管理について「自分の職場にも関係するかも」と思った方には、より詳しく紹介しているサイトとして「ケミサポ」がございます。

「ケミサポ」では、法律に従って自分たちで自律的に化学物質の管理を進める手順を、詳しく説明しています。

🔍 労働安全衛生総合研究所 ケミサポ

厚生労働省
職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト
HOME お問合せ
労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール
ホーム > GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報 > ラベル・SDS義務対象物質一覧・検索
表示・通知対象物質 (ラベル表示・SDS交付義務対象)
一覧
労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付義務対象物質の一覧
◆物質一覧 (896物質；2024年4月1日現在)
(物質名(日本語及び英語)、CAS番号、漏切値、特化則等の適用)
検索
物質名またはCAS番号を入力して通知対象物質に該当するかを検索できます

トイレ清掃中に洗剤を使ってフッ化水素中傷に
化学物質を用いた「洗浄、清掃、漂白」も
美容院で使う「毛染め剤」も
美容院で「毛染め剤」を使って皮膚にかぶれ
令和6年4月から、職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要になります。
職場で使っている「化学製品」の管理の準備すめていますか？
「ケミガイド」がご案内します
食品加工の「洗剤」も
危険の警告標記にカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に
職場で使うカビ取り用洗剤も
職場の「塗料」も
職場で

労働安全衛生総合研究所
労働安全衛生総合研究所
職場の化学物質管理
ケミサポ
労働安全衛生法関係法令が改正されました
サイト内検索 用語集 よくある質問 リンク集 お問合せ
事業者が実施すること なぜ変わるの？ どう変わるの？ お役立ち情報 サポート
職場の化学物質管理総合サイト
ケミサポ
化学物質への理解を高め、自律的な管理を基本とする
リスクアセスメント対象物をCAS登録番号で調べる
検索 事業者
● リスクアセスメント対象物 (R8.4.1までの指定分) ● CAS登録番号による簡易検索ができます
ただし、CAS登録番号は法律では規定されていないため、この簡易検索では厚生労働省が公表して
簡易検索で該当しなかった場合には、リスクアセスメント対象物一覧リストで化合物群、異性体
ない物質への該当性を物質名称で確認してください。

化学物質情報の検索サイト等について

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 HPにNITE-CHRIPというサイトがあります。ワンストップで化学物質管理ができるデータベースであり、化学物質に関する国内外の法規制情報、有害性情報等を検索できます。CAS番号、名称、分子式のどれかで検索が可能です。

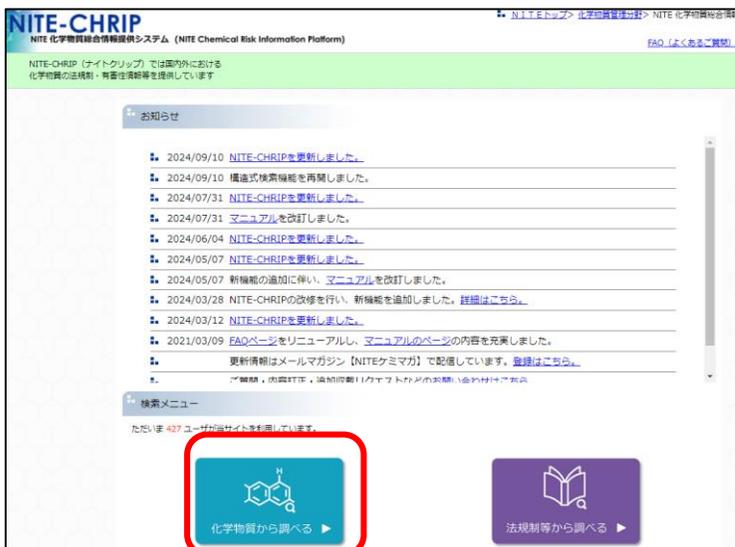
https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/srhInput

Yahoo!・Google等の検索サイトを使用する場合

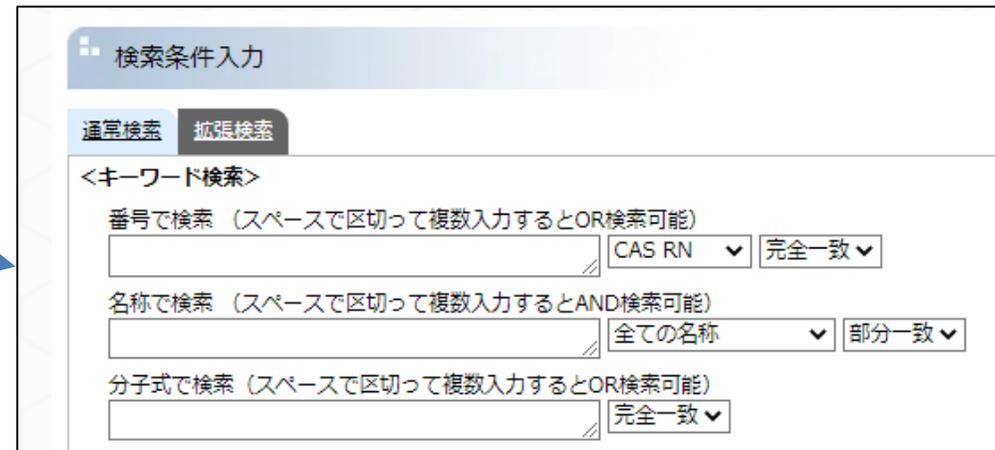
NITE-CHRIP



ナイトクリップ検索 検索



化学物質から調べる



ラベルでアクションについて

ラベルで アクション

運動実施中

化学物質を取り扱う事業主様へ



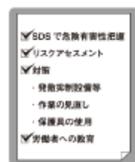
GHSラベルから危険性・有害性を知り、化学品から身を守ろう！



製品が来る



ラベルを見る



今すぐ安全対策

ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。



事業者は、リスクアセスメントを行いましょう。



GHS対応ラベルの記載項目

○○○○○○○○
成分：○○○,××,△△
NET Wt. 15kg

危険

・引火性液体および蒸気 ・皮膚刺激 ・飲み込むと有害
・重篤な眼の損傷 ・中枢神経系、腎臓の障害のおそれ

注意書き
【安全対策】

- ・熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地しアースを取ること。
- ・防爆型の電気、換気、照明機器を使用すること。
- ・火花を発生させない工具を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に飲食または喫煙をしないこと。

【応急措置】

- ・皮膚(または髪)に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を多量の水で洗うこと。
- ・皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。
- ・火災の場合、消火するために○○○を使用すること。
- ・飲みこんだ場合、気分が悪い時は医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- ・ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

- ・施錠して保管すること。
- ・涼しく換気の良い場所で保管すること。

【廃棄】

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託する。

製品特定名

製品の名称や物質の化学品特定名が記載されています。

①注意喚起語

危険性・有害性の程度を知らせる語句で、「危険」と「警告」の2種類あり、より重大な方が「危険」になります。

②絵表示

危険性・有害性を絵で表しています。黒いシンボルを赤い枠で囲んでいます。

③危険性・有害性情報

製品の全ての危険性・有害性が記載されています。

注意書き

危険性・有害性から身を守るための情報が記載されています。

供給者の特定

化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号が記載されています。

日本GHS株式会社

東京都千代田区豊ヶ関1-2-3 電話：03-0000-0000

厚生労働省 **ラベル絵表示確認カード**

絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
 (爆発の爆発)	爆発物:大量爆発危険性 爆発物:火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、避避すること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。
 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
 (ガスボンベ)	高圧ガス:熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス:凍傷又は 傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。

健康有害性	 (腐食性)	金属腐食のおそれ	他の容器に移し替えないこと。
	 (どくる)	重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
	 (健康有害性)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施設して保管すること。
		遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を起こすおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入(誤えん)すると生命に危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、医師の診察を受けること。

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
健康有害性	 (感嘆符)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害 強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は眠気やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
		オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害	回収またはリサイクルに関する情報について製造者または供給者に問い合わせること。
環境有害性	 (環境)	水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。



ラベル絵表示確認カード

ラベルでアクション!

建設現場で使用している化学物質管理について

建設現場では各工程ごとに様々な化学物質を含有している材料や薬剤が使用されています。

工事種別	主な材料
杭工事	セメント・安定液
土・山留工事	地盤改良材・グラウト材・止水材・水質調整材
鉄筋・鉄骨工事	防錆剤・耐火被覆材
型枠工事	剥離剤
左官工事	セメント・吸水防止材・接着増強材・補修材
塗装工事	有機溶剤系塗料・水系塗料・剥離剤
防水工事	アスファルト防水材・シート防水材・接着剤
防水工事(目地)	弾性シーリング材・油性コーキング材
内外装材	接着材・塗床剤・発泡ウレタン

令和5年8月30日付けで、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号）及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第108号）において、ポルトランドセメントについてはラベル・SDS対象物質から除外されている。

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能、事業場内の労働者から選任することが原則

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(3) 職務（安全衛生規則第12条の5に規定）

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施とばく露防止措置の管理、自律的な管理に関わる各種記録作成保存と労働者への周知教育ほか（譲渡提供事業場はSDS交付、労働者への周知教育）

(4) 資格要件

リスクアセスメント対象物の製造事業場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的講習※1の修了者 ・ 同等以上の能力を有する者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	<p>資格要件なし (準ずる講習※2の受講を推奨)</p>

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	30分
	化学物質の危険有害性	2時間半
	関係法令	1時間
	化学物質の危険性または有害性の調査	3時間
	化学物質の危険性または有害性の調査の結果に基づく措置	2時間
実習	化学物質の危険性または有害性の調査とその結果に基づく措置	3時間

労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）
化学物質管理専門家の要件該当者

※1 専門的講習：令和4年9月7日 化学物質管理者講習告示・学科9時間 実技3時間

※2 化学物質管理者講習に準ずる講習：令和4年9月7日基発0907第1号 令和5年7月14日基発0714第8号 学科6時間

(ばく露の程度の低減等)

第577条の2 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を**最小限度**にしなければならない。

※過去にリスクアセスメントを実施していれば、その結果に基づき、ばく露低減措置を講じてください。
過去に実施していなければ、それ以外の情報に基づきばく露低減措置を実施。
(結果等の「等」にはクリエイト・シンプルな結果などを含みます。)

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

(改正省令施行通達 R4.5.31 基発0531第9号)

本規定における「リスクアセスメント」とは、法第57条の3第1項の規定により行われるリスクアセスメントをいうものであり、安衛則第34条の2の7第1項に定める時期において、**化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針**

(平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)

(改正 令和5年4月27日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号) に従って実施すること。
ただし、事業者は、化学物質のばく露を最低限に抑制する必要があることから、同項のリスクアセスメント実施時期に該当しない場合であっても、ばく露状況に変化がないことを確認するため、過去の化学物質の測定結果に応じた適当な頻度で、測定等を実施することが望ましいこと。

労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特別則に規定がある場合は、その措置を講ずる必要がある。
優先順位 1 (代替物)

- ・ **危険性または有害性のより低い物質への代替**
例 濃度基準値やばく露限界がより高い物質
GHSまたはJISZ7252(GHSに基づく化学品の分類方法)に基づく危険性または有害性の区分がより低い物質に代替 (※危険有害性が不明な物質を、危険性または有害性が低いものとして扱うことは不可)
- ・ **化学反応のプロセス等の運転条件の変更**
例 温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす
- ・ **取り扱う化学物質等の形状の変更等またはこれらの併用によるリスクの低減**
例 化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う

優先順位 2 (密閉化)

- ・ **リスクアセスメント対象物に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等の工学的対策**
- ・ **リスクアセスメント対象物に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置の設置等の衛生工学的対策**
(リスクアセスメント対象物の有害性による)

優先順位 3 (作業手順)

- ・ **作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策**
作業手順の改善、立入禁止措置のほか、作業時間の短縮、マニュアルの整備、ばく露管理、警報の運用、複数人数制の採用
- ・ **教育訓練、健康管理等作業者等を管理する対策**

優先順位 4 (最終手段として保護具)

- ・ **リスクアセスメント対象物の有害性に応じた有効な保護具の選択、使用**
対象物および性能を確認した上で有効と判断される場合に使用する
保護具の選定に当たっては、必要に応じてその対象物および性能を製造者に確認する
有効な保護具が存在しない、入手できない場合は、優先順位 1 から 3 の措置により十分にリスクを低減させるように検討する

建設業労働災害防止協会において、建設業における化学物質の労働者のばく露濃度低減対策を効果的に進めるため、化学物質のリスク管理に使用できる作業別マニュアルやQ&Aを作成しています。



建災防
化学物質管理ページ

下記6種類の典型的な作業について公表されています

- 1 セメント系粉体取扱い作業マニュアル
- 2 スラリー状のコンクリートを使用する作業マニュアル
- 3 ドア塗装等有機溶剤取扱い作業マニュアル
- 4 防水等有機溶剤取扱い作業マニュアル
- 5 シーリング等有機溶剤取扱い作業マニュアル
- 6 接着作業リスク管理マニュアル



建災防新たな化学物規制概要Q&A
建災防作業別マニュアルQ&A

例 ドア塗装作業抜粋

ドア塗装等有機溶剤取扱い作業 リスク管理マニュアル（2024年6月版）

作業	スプレー、刷毛又はローラーによる屋内ドア作業	取扱い会社名		元請会社名	
製品名	メーカー	作業内容		作業期間	
作業所名		保護器具着用管理責任者		選任日	
化学物質管理者	選任日	保護器具の留意点	<p>【防塵マスクの取扱い】 - 取扱前は、閉鎖状態で使用する場合は最大で5日程度までである。 - [メタノールを含む製品を使用した場合は、再利用してはならない。] - 使用後は取扱説明書に従い、密閉容器に入れ、冷蔵庫で保管する。 - 使用する手袋は、化学防護手袋とする。適宜した化学防護手袋の取扱いガイドラインを参照する。</p>		
化学物質名	裏表紙のチェック欄にチェックする。	保護器具の留意点	<p>【防塵手袋】 (1)換気 (2)マスク (3)防護手袋を使用しての作業</p>		
臭い物質（特別管理物質又はがん原性物質）の有無			<p>【リスク低減対策】</p>		
危険性	<p>☠️ 〇燃えやすい液体、上記が可燃物と可燃物のおそれがある。 〇可燃物、清浄剤に使用したりニスなどは、作業中に燃焼し、発熱、発煙すると発火発煙のおそれがある。</p>	その他 注意事項	<p>・除去剤の取扱場所（密閉空間、地下空間）での作業においては、異種作業法を使用すること。 ・ウレタン・エポキシ樹脂を含む製品には、皮膚刺激性、可燃性があるインフレーション網が含まれている場合もあるので、保護器具の着用は必要とする。</p>		
有害性	<p>⚠️ 〇アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。 〇皮膚を侵入すると、アレルギー反応または呼吸器炎を起こすおそれがある。 〇皮膚が乾くおそれがある。 〇長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、②中枢神経系への障害、③生殖能力や胎児への影響のおそれがある。</p>				
緊急時の対応	<p>〇吸入によるめまいや頭痛等の症状がある場合、速やかに現場から退出し、医師の診断を受ける。 〇皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流し、炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 〇吸入に入った場合直ちに清浄な空気や酸素吸入後、医師の処置を受ける。</p>				

作業内容	作業内容・製品に応じた呼吸用保護器具	作業内容	防護手袋	保護眼鏡	保護衣	保護靴	記録欄
㉔ 刷毛の洗浄 材料の撒布 (飛沫)	防塵マスク（有機ガス用）を使用する。（臭いがしたら、安全な場所（換気のよい場所）へ行き、吸気弁を即交換する。メタノールを含む製品を使用した場合は、吸気弁を再利用してはならない。）	㉔	ニトリルゴム製の手袋を使用する。（濡れが付着した場合は、すぐに取り替える。）ただし、洗浄途中に手を入れる場合は、多層フィルムまたはニトリルゴム製の上に兼て使用する。	側板（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。	皮膚が露出しない服を着用する。（夏季に対応可能なものを使用する。）	安全靴を使用する。	異常の記録 (保護具忘れ、こぼした、服に入ったなど) 応急処
㉕ スプレー塗装	全覆用密着型防塵型付防塵マスクを推奨する。（臭いがしたら、安全な場所（換気のよい場所）へ行き、吸気弁を即交換する。メタノールを含む製品を使用した場合は、吸気弁を再利用してはならない。）	㉕					

保護具について

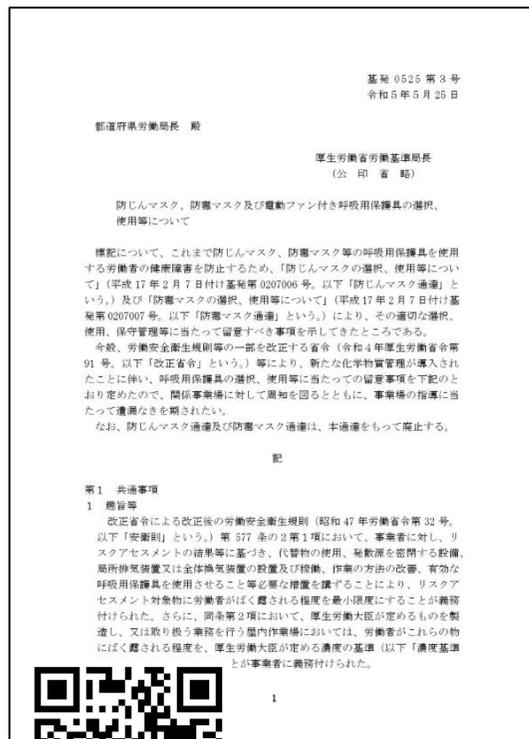
リスクアセスメント対象物の有害性に応じて有効な保護具の選択、使用をする必要があります。

参考通達等

①防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について

②皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル

①



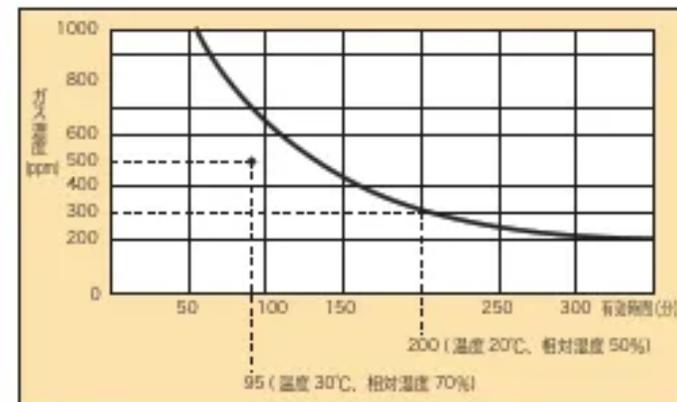
②



留意事項

①吸収缶の有効時間は環境中のガス濃度によって大きく左右されます。このガス濃度と有効時間の関係をグラフで表したものが「破過曲線」です。

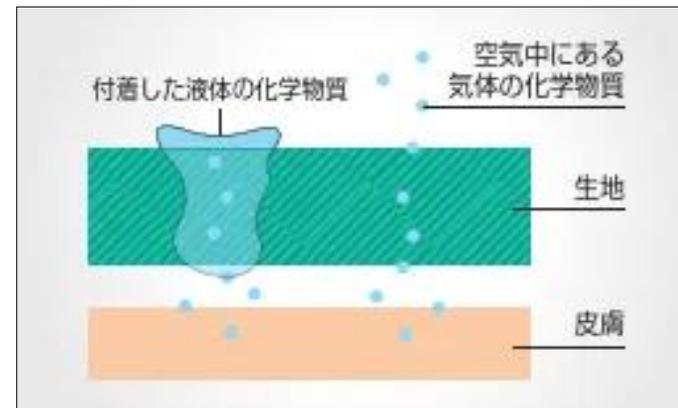
(興研(株)防毒マスクカタログより抜粋)



KGC-1 型 M 有機ガス用の破過曲線図

②化学防護手袋は化学物質の種類や使用時間に応じた耐透過性能を有し、作業性の良いものを選択する。

((株)重松製作所防護手袋カタログより抜粋)



(保護具着用管理責任者の選任等)

第十二条の六 化学物質管理者を選任した事業者は、**リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは**、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

一 保護具の適正な選択に関すること。

二 **労働者の保護具の適正な使用に関すること。**



作業主任者・・・保護具の使用状況の監視

三 保護具の保守管理に関すること。

2 前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること。

3 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、第一項に掲げる業務をなし得る権限を与えなければならない。

4 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者（基本通達に記載）

- ① 化学物質管理専門家 ② 作業環境管理専門家 ③ 労働衛生コンサルタント
- ④ 第1種衛生管理者又衛生工学衛生管理者 ⑤ 衛生関係の作業主任者 ⑥ 安全衛生推進者
- ⑦ 「保護具着用管理責任者教育」受講者（6時間教育）

よくある質問 建設現場の化学物質管理者・保護具着用管理責任者について

問 化学物質管理者の選任はどのように行えばよいか？元請職員は現場・店社で化学物質を製造あるいは取り扱うことは無いので対象外であるという認識で良いか。

答 元請事業場について

自らリスクアセスメント対象物を製造、取扱い、又は譲渡・提供しない場合は法的には選任義務はありません。ただし、元請が協力業者にセメント、生コン等を譲渡・提供するようなケースでは、元請にも化学物質管理者を選任し、協力業者に対して危険有害性に関する情報を提供することが必要となります。

下請事業場について

化学物質管理者は店社等の事業場単位で選任することが義務付けられていますので、下請事業場において出張先の建設現場にまで化学物質管理者の選任を求める趣旨ではありません。

問 建設業において保護具着用管理責任者はどのように選任すればよいのか？

答 保護具着用管理責任者は、業種や規模にかかわらず、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときに、事業場で選任しなければならないものであり、適切に職務が行える範囲で選任・配置する必要があります。現場作業所ごとに選任することまで求められていませんが、元請、下請にかかわらず所属する労働者に、リスクアセスメントに基づき保護具を使用させる場合において、各々の事業者が事業場において保護具着用管理責任者を選任する必要があります。

化学物質管理者関係通達
令和4年9月7日 基発0907第1号

関連告示 令和4年
厚生労働省告示第274号
厚生労働省告示第275号
厚生労働省告示第276号



厚生労働省HP内 通達・告示参照

保護具着用管理責任者
令和4年12月26日 基安化発1226第1号



濃度基準値設定物質への対応

労働安全衛生規則第577条の2 2項

2項

2024(R6).4.1施行

2 事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

濃度基準値設定物質については、労働者がばく露される程度を基準値以下にする必要がある。（令和6年4月施行分67物質・令和7年10月施行分+112物質）

※特化則等の特別規則の適用のある物質は2重規制を避けるため濃度基準値設定せず

本規定の「厚生労働大臣が定める濃度の基準」については、順次、厚生労働大臣告示で定めていく予定。濃度基準値が定められるまでの間は、日本産業衛生学会の許容濃度、米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値（TLV-TWA）等が設定されている物質については、これらの値を参考にし、これらの物質に対する労働者のばく露を当該許容濃度等以下とすることが望ましいこと。本規定の労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認する方法には、下記困みの方法が含まれること。また、確認の実施に当たっては、技術上の指針に留意すること。

- ① 個人ばく露測定の実測値と濃度基準値を比較する方法、作業環境測定（C・D測定）の実測値と濃度基準値を比較する方法
- ② 作業環境測定（A・B測定）の第一評価値と第二評価値を濃度基準値と比較する方法
- ③ 厚生労働省が作成したCREATE-SIMPLE等の数理モデルによる推定ばく露濃度と濃度基準値と比較する等の方法

令和6年5月8日 技術上の指針公示第26号



化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(全40ページ)

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければならない。

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（則594条の2）

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具を使用させる(義務)

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）（則594条の3）

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具を使用させるよう努める(努力義務)

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか ①	努力義務	義務
ないことが明らかでない ②	努力義務	
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

(皮膚刺激性有害物質)
約850物質
(皮膚吸収性有害物質)
296物質

化学物質関係政省令改正の資料について

厚生労働省HPに政省令改正関係全般について資料を掲載していますのでご確認ください。



The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The main heading is '化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ~労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容~'. Below the heading, there is a section titled '■新たな規制の概要' (Summary of new regulations) with a brief introduction and a list of specific regulations being amended, such as '特定化学物質障害予防規則' and '有機溶剤中毒予防規則'.



厚生労働省HP

HP掲載内容

- ・ 新たな規制の概要・本改正の主なポイント・関係法令・関係通達等・報道発表資料
- ・ パブリックコメントに寄せられた意見・対象物質一覧・よくあるお問い合わせ
- ・ 参考資料・テキスト・動画・マニュアル・相談窓口

省令改正の施行通達についてもご確認ください。

施行通達

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について
令和4年5月31日 基発0531第9号 全34ページ
最終改正 基発0508第3号 令和6年5月8日



省令改正の施行通達

化学物質関係リーフレットについて

職場における 労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT 2 リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がよく識る濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT 3 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT 4 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理責任者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1 SDS及び作業現場の確保
2 リスクアセスメントの実施
3 保護具の着用

自律的な管理が今後の規制の基盤になります！

これまでの化学物質規制
見直し後の化学物質規制

有害性に関する情報量
約32,500物質
約3,000物質

約674物質
約123物質
約数万物質

製造・使用等の禁止
特化用・有機剤等に基づく個別具体的な措置
自主管理が困難で有害性が高い物質
許容濃度又は危険等級が示されている危険・有害な物質
GHS分類で危険・有害性のある物質
GHS分類で危険・有害性に該当しない物質

ラベル・SDSによる伝達義務
リスクアセスメントの実施義務
保護具の着用義務

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の難発性疾患を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の難発性疾患も後を絶ちません。これを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下記）が導入されました。

これまでの化学物質規制の仕組み（特化用等による個別具体的な措置を中心とする規制）

見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基盤とする規制）

1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等 2024（R6）.4.1施行による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質（リスクアセスメント対象物質）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
- このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリで区分1に分類された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物は、(特)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/ankitaken_report.html
- ※リスクアセスメント対象物質
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

化学物質管理者・保護具着用管理責任者の皆さまへ

2024（令和6）年4月1日～ 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（概要）

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性*の保護具の使用」が義務化されます

*有害物質と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことはいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質（①）**、**皮膚吸収性有害物質（②）**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下記のとおりです。

特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
----------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具着用義務の範囲は、皮膚等障害化学物質 1,064物質
今回新たに保護具着用義務化。1皮膚等障害化学物質 1,424物質

①皮膚刺激性有害物質
皮膚または目に有害性を与えるおそれがあることが明らかで化学物質
→**皮膚刺激**（化学熱傷、接触性皮膚炎など）

②皮膚吸収性有害物質
皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、**全身影響**
（癌腫誘発、各種臓器疾患、発がんなど）

Q：保護具の管理は誰が行うのですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】
化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】
①保護具の**適正な選択**に関すること。
②労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
③保護具の**保守管理**に関すること。

Q：保護具を使用しないとならぬですか？ →詳細は第2章第1節を確認

A：皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事例の状況】
・労働災害事例のうち、軽皮ぶく露による皮膚障害が最多。
・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事例も発生。

【労働災害事例】
スコップで水酸化ナトリウムと原油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。
・作業者の服装は、通常の作業着に化学防護手袋でない一般のニト革、ゴム長靴。さらに化学防護服ではないニト革手袋を着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業および現場責任者が、構内の物質の有害性について認識していなかったことの原因と考えられている。

手の防護については、**一般的なニト革手袋ではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要**です。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 (R6.3)



政省令改正の総合的なリーフレット
A4判 4ページ



政省令改正の総合的なリーフレット
A4判 8ページ



皮膚等障害防止に関して不浸透性保護具に関するリーフレット
A4判 8ページ

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口
(テクノヒル株式会社 化学物質管理部門)

電話 050-5577-4862

テクノヒル 相談窓口 検索

受付時間 平日10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)
※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

メールでのお問い合わせも受け付けています。
詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>



化学物質管理強調月間について（令和7年2月）

1. 趣旨

現在、国内で使用されている化学物質は数万種類にのぼり、化学物質による労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の対象となっていない物質によるものが約8割を占めている。これに対応するため、厚生労働省では、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てを対象として、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが適切に選択、実施すること（自律的管理）を基軸とする新たな規制を導入し、本年4月に施行したところである。

新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は、順次拡大され、令和8年4月までに、約3,000物質程度が指定される予定である。これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。

また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、これまで化学物質の管理の経験の少ない中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要となる。

また、国際的には、令和5年9月に第5回国際化学物質管理会議において採択された「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）－化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において環境と労働分野が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

環境省では、こうした国際的な潮流も踏まえつつ、持続可能な社会の実現に向け、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進すること等により、環境の保全上の支障の未然防止を図っているところである。

このような背景を踏まえ、厚生労働省と環境省が連携し、令和6年度を初年度とし、毎年2月に化学物質管理強調月間を展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

2. スローガン 公募により決定する。

3. 期間 毎年2月（2月1日～2月28日）（第1回は令和7年2月）

4. 実施体制 主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会
実施者：各事業者

5. 実施事項

（1）主唱者・協力連携者・協賛者

（ア）化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

（イ）スローガン等の選定

（ウ）雑誌等を通じた広報

（エ）事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等の開催

（オ）「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

（カ）化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

（キ）事業者の実施事項についての指導援助

（ク）その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

（ケ）（ア）～（ク）の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

（2）実施者

（ア）事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

（イ）スローガン等の掲示

（ウ）化学物質管理に関する優良職場、功績者等の表彰

（エ）有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

（オ）化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

（カ）日常の化学物質管理の総点検

